

○総務省令第四十号

雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）の施行に伴い、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣 新藤 義孝

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公共職業安定所の長は、」の下に「退職の際」を加え、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 受給資格者は、受給資格証（特例職員以外の受給資格者については受給資格証（その一）を、特例職員である受給資格者については受給資格証（その二）をいう。以下同じ。）の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては別記様式第三の二による受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明

することができ、書類及び受給資格証を添えて、変更後最初に出頭した失業の認定日に管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

6 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第八条第一項中「（特例職員以外の受給資格者については受給資格証（その一）を、特例職員である受給資格者については受給資格証（その二）をいう。以下同じ。）」を削る。

第十三条第一項中「ときは、」の下に「別記様式第八の二による」を加える。

第十九条第一項及び第二項中「第五条前段」の下に「、第六条第五項及び第六項」を加える。

第二十一条第一項中「同号ロに該当する者に係る就業促進手当（」の下に「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）

を除く。」を、「再就職手当に相当する退職手当支給申請書に」の下に「、同条に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の四による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請

書に」を加え、「同項第二号」を「第一項第二号」に改める。

別記様式第一（表面）⑥欄を次のように改める。

⑥ 生年月日 及び年齢	昭和 年 月 日 平成 満 歳
----------------	--------------------

別記様式第二（表面）④欄を次のように改める。

④ 生年月日及び年齢	昭和 年 月 日 満 歳 平成
------------	--------------------

別記様式第三（その一）（第一面）及び（その二）（第一面）受給資格者欄を次のように改める。

受給資格者	氏名	住所又は居所	男・女	年齢	満歳
求職年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
受給期間満了年月日	平成 年 月 日				

別記様式第三の次に次の様式を加える。

受給資格者 氏名 変更届
住所

支給番号										
新氏名										
1 氏名	フリ ガナ									
	新									
	旧									
2 住所	新									
	旧									
3 生年月日	昭和 平成	年	月	日	4 変更年月日	平成	年	月	日	
<p>失業者の退職手当支給規則第6条第5項の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ 印</p> <p>公共職業安定所長 殿</p> <p>支給番号 ()</p> <p>電話番号 ()</p>										
備考									※口座名義変更確認欄	
		所 長		次 長		課 長		係 長		係

別記様式第3の2 (裏面)

注 意 事 項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 3 3・4欄の下の「(高年齢・特例)受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第六を次のように改める。

認定日時 月 日 時から 時まで

失業認定申告書

(該当のところへ○印を付け必要な事柄を記載して下さい。)

①失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ した (就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。)	月	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7					
	ロ しない	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	29	30	31								
		29	30	31								29	30	31								
②内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。		収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か		日分													
		収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か		日分													
		収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か		日分													
③失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。																						
(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。																						
イ 探した		求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称		求職活動の内容																
(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等																						
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。																						
ロ 探さなかった		(その理由を具体的に記載して下さい。)																				
④今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。		イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()																			
⑤就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。		イ 就職 ロ 自営	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職			(就職先事業所)																
			月 日より就職(予定)																			
			月 日より自営業開始(予定)																			
失業者の退職手当支給規則第11条第1項の規定により上記のとおり申告します。																						
平成 年 月 日 公共職業安定所長殿 受給資格証番号 () 受給資格者氏名 印																						
※公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年 月 ~ 年 月	認定日数	日	連絡事項			取扱者印														

別記様式第6（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 ①欄及び③欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである（無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。）。
- 5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものである。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。
- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ③の(2)欄には、③の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 ④欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第七（表面）②欄を次のように改める。

②公共職業訓練等に関する事項	(1)種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第81条に基づき職業訓練
	(2)職種		(3)期間		(4)昼・夜間の別	昼間・夜間
	(5)受講開始年月日	平成 年 月 日	(6)終了予定年月日	平成 年 月 日		
<p>この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(公共職業訓練等の施設の長の職 氏名)</p> <p>印</p>						

別記様式第八注意4中「25」を「21」に改める。

別記様式第八の次に次の様式を加える。

公共職業訓練等受講証明書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

支給番号					未支給区分 (1 未支給、空欄 未支給以外)								
待期満了年月日	平成	年	月	日									
支給期間 初日	平成	年	月	日	末日	平成	年	月	日				
認定日数		受講日数		通所日数		特定職種受講日数		寄宿日数					
内職 (労働日数、収入額)				円	就業手当支給日数		早期就業支援金支給日数						
1 受講者氏名					2 証明対象期間	平成	年	月					
3 訓練受講職種													
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。 (1) 公共職業訓練等が行われなかった日 (日・祝日等) =印 (2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち イ 疾病又は負傷による場合 ○印 ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 △印 ハ やむを得ない理由がない場合 ×印							1	2	3	4	5	6	7
							8	9	10	11	12	13	14
							15	16	17	18	19	20	21
							22	23	24	25	26	27	28
							29	30	31				
5 特記事項													
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印													
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。					イ した	ロ しない							
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。					イ 得た	ロ 得ない							
8 寄宿の有無	有 () ・無												
上記のとおり申告します。 また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。 平成 年 月 日 受講者氏名 _____ 印 支給番号 () 公共職業安定所長 殿													
※連絡事項													
備考													
所長		次長		課長		係長		係					

別記様式第8の2 (裏面)

注 意 事 項

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講終了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。)、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第九、第十の二及び第十一を次のように改める。

別記様式第9（第14条関係）（表面）

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

						受給資格証番号					
申請者	①氏名					②性別	男・女	③生年月日	昭和 平成	年 月 日	
診療 担当 者の 証明	④ 傷病の名称及びその程度										
	⑤ 初診年月日	平成	年	月	日						
	⑥ 傷病の経過	平成	年	月	日	治ゆ、転医、中止、継続中					
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	平成	年	月	日から	} 日間					
		平成	年	月	日まで						
⑧ 上記のとおり証明する。	平成 年 月 日		電話番号								
診療機関の所在地及び名称											
診療担当者氏名		印									
支給 申請 期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)									
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日まで	日間
	⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日まで	日間
⑫ 内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 月 月 日 日 日	収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分				
		収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分				
		収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分				
失業者の退職手当支給規則第14条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 平成 年 月 日 申請者氏名 印 公共職業安定所長 殿											
※処理欄	支給期間	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで	日間	
所長		次長		課長		係長		係			

（日本工業規格A列4）

別記様式第9（裏面）

- 1 この申請書は、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 ⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (4) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (5) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 ⑩欄には、⑦欄の期間のうち、⑨欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑨欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記載すること。
- 5 ⑫欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のもをいうものであること。
- 6 ⑫欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第10の2（第19条関係）（表面）

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 認定日時 月 日 時から 時まで </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 高年齢受給資格者失業認定申告書 （該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載して下さい。） </td> </tr> </table>		認定日時 月 日 時から 時まで	高年齢受給資格者失業認定申告書 （該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載して下さい。）
認定日時 月 日 時から 時まで	高年齢受給資格者失業認定申告書 （該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載して下さい。）		
①失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ した	就職又は就労した人は、した月日を記載して下さい。	
	ロ しない		
②失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 （イ）公共職業安定所による職業相談、職業紹介 （ロ）民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 （ハ）労働者派遣機関による派遣就業相談等 （ニ）公的機関等による職業相談等 （ホ）知人の紹介による求人への応募 （ヘ）新聞広告による求人への応募 （ト）就職情報誌による求人への応募 （チ）インターネットによる求人への応募 （リ）その他（ ）	
	ロ 探さなかつた	（その理由を具体的に記載して下さい。）	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 （イ）病気やけがなど健康上の理由 （ロ）個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） （ハ）就職をしたため又は就職予定があるため （ニ）自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため （ホ）その他（ ）	
	ロ 応じられない		
④就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	（1）公共職業安定所紹介 （2）自己就職	（就職先事業所）
		月 日より就職 （予定）	
	ロ 自営	月 日より自営業開始 （予定）	
失業者の退職手当支給規則第19条第1項において準用する第11条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 高年齢受給資格証番号（ ） 高年齢受給資格者氏名 印 公共職業安定所長 殿			
※公共職業安定所記載欄	連絡事項	取扱者印	

（日本工業規格A列4）

別記様式第10の2（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄の口の(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

別記様式第11（第19条関係）（表面）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 認定日時 月 日 時から 時まで </div>		特例受給資格者失業認定申告書 （該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載して下さい。）	
①失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ した	就職又は就労した人は、した月日を記載して下さい。	
	ロ しない		
②失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ()	
	ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載して下さい。)	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
	ロ 応じられない		
④就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 自己就職	(就職先事業所)
		月 日より就職 (予定)	
	ロ 自営	月 日より自営業開始 (予定)	
失業者の退職手当支給規則第19条第2項において準用する第11条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 特例受給資格証番号 () 特例受給資格者氏名 印 公共職業安定所長 殿			
※公共職業安定所記載欄	連絡事項		取扱者印

(日本工業規格 A 列 4)

別記様式第11（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のも（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄の口の(ホ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

別記様式第十一の三（表面）及び第十二（表面）⑧欄を次のように改める。

⑧雇用期間	定めなし <input type="checkbox"/> 定めあり	平成 年 月 日まで （新条項（イ）有） 更新する見込み（イ）有 雇用する見込み（イ）有 1年を超えて雇用する見込み（イ）有	無） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------	---------------------------------------	--	--

別記様式第十一の三（表面）及び第十二（表面）⑩欄を次のように改める。

⑩の雇入年月日又は事業開始日 ③の雇入年月日又は事業開始日 ④の雇入年月日又は事業開始日 ⑤の雇入年月日又は事業開始日 ⑥の雇入年月日又は事業開始日 ⑦の雇入年月日又は事業開始日 ⑧の雇入年月日又は事業開始日 ⑨の雇入年月日又は事業開始日 ⑩の雇入年月日又は事業開始日	再就職手当に相当する <input type="checkbox"/> 再就職手当に相当する <input type="checkbox"/> 再就職手当に相当しない
--	---

別記様式第十一の三（裏面）注意事項5及び第十二（裏面）注意事項3を次のように改める。

③欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。

別記様式第十一の三の次に次の様式を加える。

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1. 氏名			2. 受給資格証 番号		
3. 住所	〒				
4. 就職先の 事業所	名 称			事業所 番号	- -
	所在地	〒 (電話番号)			
5. 一週間の所定労働時間	時間	分	6. 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万	千円
7. 雇用期間中の賃金支払状況					
①賃金支払対象期間	② ①の 基礎 日数	③ 賃金額			④備考
		Ⓐ	Ⓑ	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
8. 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。					
平成 年 月 日		事業主氏名		印	
(法人のときは名称及び代表者氏名)					
9. 失業者の退職手当支給規則第21条の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。					
平成 年 月 日		公共職業安定所長 殿		申請者氏名 印	
備考					
	所 長		次 長		課 長
				係 長	係

事業主の証明

別記様式第 11 の 4 (第 21 条関係) (裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して 6 ヶ月に至った日の翌日から起算して 2 ヶ月以内に、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にあつては 1 欄から 3 欄まで及び 9 欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては 4 欄から 8 欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1 欄から 3 欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
9 欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア 5 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から 6 ヶ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ 6 欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
 - ウ 7 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が 1 暦月中に 2 回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8 欄において、4 欄から 7 欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

公共職業安定所記載欄

附 則

(施行期日)

1 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の別記様式第一、別記様式第二、別記様式第三（その一）、別記様式第三（その二）、別記様式第六、別記様式第七、別記様式第八、別記様式第九、別記様式第十の二、別記様式第十一、別記様式第十一の三、別記様式第十二は、当分の間、従前の様式のものによることができる。